

## 下妻市DX推進計画(案)に対する市民意見の募集結果について

令和5年1月10日(火)から令和5年2月8日(水)までの30日間、下妻市DX推進計画に関するパブリック・コメント(意見公募)を実施したところ、ご意見の募集結果は、以下のとおりとなりましたのでお知らせいたします。皆様のご協力ありがとうございました。

つきましては、頂いたご意見の概要とこれに対する市の考え方を公表いたします。

### ●ご意見の募集結果

受付件数：1名18件

お問い合わせ  
下妻市 総務部 総務課 デジタル推進室  
電話 0296-43-2111(内線:1315、1316)

### 下妻市DX推進計画（案）に対する意見の内容と市の考え方

No.	意見の概要	件数	市の考え方	計画案の修正
1	<p>1 全体を通じて</p> <p>(1) 計画（案）は、大雑把過ぎて、意見を聞くための資料としては適切ではありません。表紙には「～便利で幸せなまちへ～」とありますが、DXとはどのようなもので、どのように推進するのか、行政サービスがどう改善されるのか、市民や職員にとってどうなるのかなどの説明が不十分です。特に職員については、「第6次下妻市行政改革プラン（案）に対する市民意見の募集結果について」では、「従来の半分の職員でも」とのスマート自治体への転換を必要と捉えています。</p> <p>なお、同時に広報された第2次下妻市環境基本計画（素案）と比較すると、違いは歴然です。</p>	1	<p>本計画（案）は、職員数削減が目的ではなく、行政サービスの向上、職員の業務の効率化のため、策定しております。</p> <p>将来的には総合計画への反映を考えており、総合計画に本計画の内容を明記すること検討しております。</p>	無
2	<p>(2) 個人情報保護法の改定で、自治体の個人情報保護条例の改廃が必要になると言われています。これへの対応もあるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の機関に直接適用されます。地方公共団体は、現行の個人情報保護条例を廃止し、令和5年度以降は、改正後の法律に基づき個人情報保護制度を運用することとなります。</p> <p>改正後の法律と現行の下妻市個人情報保護条例を比較したところ、個人情報の保有、利用、提供の制限、開示、安全管理措置などの個人情報保護制度を運用する上で基本的な</p>	無

			<p>役割を担う規定に関しては、条文中に表現の差異はあるものの、大きな変更は認められません。</p> <p>本計画と個人情報保護法の目的が異なることに加え、上述のとおり個人情報保護制度の運用に関し大きな変更がみられないことから、個人情報保護法の改正によって、本計画で定める事項に直接的に影響を及ぼすようなことはないものと考えます。</p> <p>なお、本計画に基づく施策を推進する上で保有することとなる個人情報に関しては、改正後の法律にのっとり、引き続き適正な取扱いに努めていきたいと考えております。</p>	
3	<p>(3)「匿名加工情報制度」によって、個人情報は「非個人情報」となって、本人の同意なしで第三者提供や目的外利用が可能となるようです。こうしたデメリット部分についても市民への周知と適切な対応が求められると思います。</p>	1	<p>匿名加工情報制度とは、事業者からの提案を募集し、個人情報ファイルを個人を識別できないよう匿名加工し、当該事業者に提供する制度で、個人情報の保護に関する法律で規定されている概念になります。本計画には、匿名加工情報に関する記述は含まれていなく、直接的な結び付きはないものと考えます。</p> <p>なお、個人情報の保護に関する法律において、都道府県・指定都市以外の地方公共団体の機関は、匿名加工情報制度の導入は任意とされており、本市では、当該制度の導入を見送ることとしています。</p>	無
4	<p>(4)標準化対象業務の中には、市独自の施策で手当の上乗せや料金の減免を行っているなどの業務もあると思います。標準化後の「カスタマイズなし」で、こ</p>	1	<p>自治体独自施策は、基幹系システムの標準化・共通化の対象外となりますので、基幹系システムの標準化・共通化により下妻市独自の施策がなくなることはありません。</p>	無

	れらはなくなってしまうのではないかと懸念されます。			
5	2「2-1 定義」 (1) 何に対する定義かわからないし、何が定義かわかりません。	1	下妻市におけるDXの定義となります。デジタル技術の活用に留まらず、新たな価値を生み出し、変革を成し遂げることで市民及び関係者の満足度向上と業務効率化・コスト削減が実現できると想定しております。	無
6	(2)「本計画の主たる目的は…」の記述は、「2-2 目的」に移行すべきではないでしょうか。	1	「2-1 定義」では、概念としてDXを定義し、その概念に対する目的として記載しています。	無
7	(3)「D(デジタル)」ではなく、「X(トランスフォーメーション)」は、上記の「概念」と矛盾します。これを記述するなら、「D(デジタル)」で、「X(トランスフォーメーション)」とすべきではないでしょうか。	1	業務の効率化等を主な目的として業務をICTに代替する取り組みは今までも実施していました。この取り組みを発展させるため、デジタルを目的とするのではなく変革を目的とすることを強調しています。	無
8	3「2-2 目的」 (1)「2-1 定義」に記された目的との関係はどうなるのでしょうか。	1	「2-1 定義」では、概念としてDXを定義し、その概念に対する目的を記載しています。	無
9	(2) 具体性がなく、何を目的に、何をめざしているのかわかりません。	1	本計画は、行政サービスの向上、職員の業務の効率化を図ることを目的としております。	無
10	4「3 DX基本方針」 (1)「3-1 基本方針・戦術」と「3-2 基本方針・戦術のイメージ」があるが、「4 戦術」で戦術が独立しているので、「戦術」および「戦術のイメージ」を削除すべきではないでしょうか。	1	『「3-1 基本方針・戦術」と「3-2 基本方針・戦術のイメージ」は、基本方針から取り組むべき戦術を記載したものであり、具体的にイメージしてもらうことを想定しています。	無

11	(2) 何が基本方針か不明です。推進計画の基本であり、明確に記述すべきです。	1	誰一人取り残さない持続可能な下妻市を実現するために、デジタルの活用によりアナログの価値を高めることを基本方針としております。	無
12	(3) DXビジョンのハイブリッド市役所は、デジタルとアナログを組み合わせたものと思われるが、どういふことを構想しているのか記述すべきです。	1	全てをデジタルに移行するのではなく、必要に応じてアナログも活用し、紙と電子の手続きを併用するデジタルとアナログの併用を考えております。また、デジタル弱者と言われる方々にも配慮し、サブタイトルとして「みんなに優しいデジタル化」とさせていただきます。	無
13	5「4 戦術」 (1)「戦術」は「DX推進計画」の用語としてはどうでしょうか。「具体的な方法」や「方策」などとしてはどうでしょうか。	1	ご指摘のとおり、「方策」に変更させていただきます。	有
14	(2)「国の重点取組事項」は、国が取り組む事項のように解釈できるので、適切な用語に直すべきと思います。	1	ご指摘の通り「国が示す重点取組事項」と変更させていただきます。	有
15	(3) 根拠法等を示して記載すべきです。 例えば、「4-1 基幹系システムの標準化・共通化」では、住民基本台帳業務など標準化対象業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で、標準準拠システムの利用を義務付けられているものと思います。	1	整合を図っている総合計画においても「関連する法案」と根拠法を示していないこと、および本計画では、幅広い分野のため、それぞれの方策に対して、数多くの根拠法令が存在しており、本計画のボリュームを踏まえ、省略させていただきました。	無
16	6「4-1 基幹系システムの標準化・共通化」 (1)「基幹系システムの標準化・共通化」とはどのよ	1	「基幹系システムの標準化・共通化」の目的や対象業務を市民に理解していただくため、わかりやすいイメージ図を載せてい	無

	うなものか説明がなくわかりません。イメージ図が貼付されていますが、自治体はどのように利用するのか、管理・運営は誰が行うのかなど基本点だけでも説明が必要ではないでしょうか。		ます。	
17	7「4-3 行政手続きのオンライン化」 (1) オンライン化は、職員削減の手段とするのではなく、職員が「住民福祉の増進を図る」(地方自治法第1条の2)ための「補助手段」として活用するものであることを明確にすべきです。	1	誰一人取り残さない持続可能な下妻市を実現することを目的としていますので、補助手段での活用を想定しております。	無
18	(2) 電子申請の対象とされている業務であっても、窓口での対応をなくすものでないことを記述すべきです。 例えば、妊娠届や母子手帳交付の窓口は、自治体にとっては妊産婦の状況を把握する貴重な場であり、妊産婦にとっては相談できる場ですから、なくすべきではありません。	1	誰一人取り残さない持続可能な下妻市を実現することを目的としていますので、窓口対応をなくすことは予定しておりません。	無